



農委

だより

令和2年3月

No.44

編集発行

市貝町農業委員会

TEL.68-1120



台風19号のつめあと（続谷地内）



農地の売買や農地転用の申請書の
締め切り日は毎月5日です。

（5日が閉庁日の場合は、翌開庁日となります。）

目 次

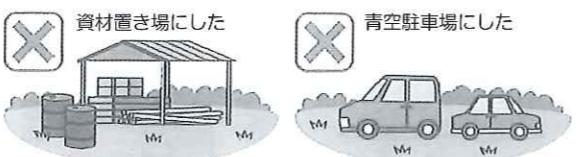
- 人・農地プランの実質化に取り組みましょう
「園芸大国とちぎ」の実現を目指して … P2
- 農地転用・青色申告 ……………… P3
- 視察研修、収入保険制度
農地中間管理事業 ……………… P4
- 農地利用状況調査、利用権設定、
農業者年金 ……………… P5
- 令和2年農作業標準賃金等 ……………… P6

農地を転用するには、農地法による許可が必要です

農地転用をする場合

⇒ 4条申請又は5条申請が必要です。

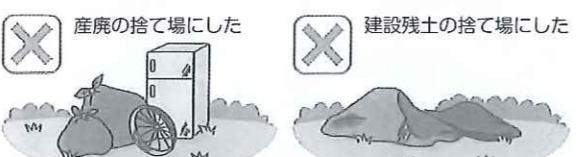
農地を住宅などの建物施設、資材置場、駐車場、山林などの農地以外の用地に転換することをいいます。なお、一時的に資材置場や砂利採取等に利用する場合も転用となります。



許可を受けずに転用すると

⇒ 無断転用となります。

許可を受けずに農地を無断で転用した場合や、転用許可に係る事業計画通りに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。



※自己所有農地に2a未満の農業用施設を建てるのは許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会にご相談ください。

原状回復命令
罰則の適用が
あります

①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	

農地転用の受付は町農業委員会で行っています。不明な点・疑問点などありましたら、地元の農業委員または農業委員会事務局に相談してください。

☎ 68-1120

農業青色申告を始めてみませんか

確定申告では、税制上の各種の特典（控除）が利用できる青色申告をお勧めします。

新たに青色申告をされる方は、青色申告しようとする年の3月15日（休日のときは翌月曜日）までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。

知って得する 青色申告の メリット

注 内容によりメリットが受けられない場合があります

メリット1

複式簿記で記帳すると最大で65万円の特別控除が受けられます。

メリット2

生計を共にする家族を「青色事業専従者」にすることで、その人に支払った適正な給与は、全額経費に算入できます。

メリット3

その年の所得に損失が出たときは、翌年以降3年間繰越して損失額を差し引くことができます。

市貝町農業青色申告会では、会員を募集しています。

パソコン簿記の講習会や、確定申告書作成の記帳指導会などを行っています。会員の中に指導員がおりますので、初めての方でも安心してご参加いただけます。

入会に関するお問い合わせは、青色申告会事務局 ☎ 68-1120まで。

「人・農地プラン」の実質化に取り組みましょう

○「人・農地プラン」とは

担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題が深刻化する中、地域の話合いによって、地域が抱える人と農地の問題を解決するために作成した「未来の設計図」が「人・農地プランです。

○「人・農地プランの実質化」とは

法律の改正により、すでに作成済の地域でも、補助事業の利用の有無に関わらず、「人・農地プラン」を実質化する手続きが必要になりました。

実質化とは、地域内の農地の現況について、耕作者の年齢や後継者の有無を含めたアンケート調査や地図活用、地域の話合いを通じて把握し、5年から10年後に農地利用を担う中心経営体等に関する方針を作成します。

○地域の皆様の協力が必要です！

町では、現在の3地区の「人・農地プラン」を細分化し、アンケート調査を実施するなどの準備をすすめています。

今後、農業委員会でも町と連携し、地域の話合いを細分化した集落ごとに実施していく予定ですので、一緒に集落の未来を考えましょう！

「集落の作成状況」や、「集落で話合いをしたい！」などのお問合せは町農林課までお問合せください。

○問い合わせ先

市貝町農林課農業振興係 ☎ 0285-68-1116 市貝町農業委員会 ☎ 0285-68-1120

「園芸大国とちぎ」の実現を目指して

～土地利用型園芸（露地野菜）の拡大～

栃木県では、耕地面積の8割を占める水田を有効に活用することで、収益性の高い園芸のさらなる振興を図る「園芸大国とちぎづくり」を進めています。

背景

- ・国産の加工・業務用野菜の需要が増加。
- ・主食用米の消費量が減少。
- ・広大な水田を活用して、収益性の高い水田農業への構造改革を進める必要がある。

推進の考え方

- ◆高度な施設園芸の展開
⇒いちご、トマトの収量・品質の向上等
- ◆水田を生かした露地野菜の導入
⇒機械化一貫体系の導入、良質な堆肥の活用等
- ◆加工・業務用野菜の産地育成
⇒食品企業との連携による大消費地への出荷等

栃木県では園芸総合相談所（愛称「みのりす」）を設置しています！

園芸導入等に関して相談を受け付けています。どのようなことでも、お気軽にご相談ください。

「みのりす」へのお問い合わせ

芳賀農業振興事務所 経営普及部 ☎ 0285-82-3074



令和2年農作業標準賃金について

作業区分	内訳	賃金	摘要
箱育苗	1箱当たり	700円	購入種子に限る
耕起	10a当たり	3,500円	ロータリー耕、プラウ耕、土地改良未実施地区は30%を限度に考慮する
	10a当たり	3,000円	2番耕、土地改良未実施地区は30%を限度に考慮する
代かき	10a当たり	6,000円	土地改良未実施地区は30%を限度に考慮する
田植え	10a当たり	6,500円	補植別、土地改良未実施地区は30%を限度に考慮する。側条施肥8,000円 肥料委託者負担
薬剤散布	10a当たり (粒・粒剤)	1,300円	薬剤委託者負担
	10a当たり (液剤)	1,500円	
麦・大豆播種	10a当たり	3,500円	(施肥、播種復土)肥料、種子委託者負担
刈り取り [水稻・麦]	10a当たり (バインダー)	6,000円	燃料、結束縄は委託者負担
	10a当たり (コンバイン)	16,000円	土地改良未実施地区は30%を限度に考慮する、糀・麦運搬別、寄せ刈り別、倒状状況により5,000円以内加算
刈り取り [大豆・そば]	10a当たり	10,000円	
脱穀	10a当たり	6,000円	
乾燥	水稻	1,000円	60Kg当たり
	麦	1,500円	調整含み 60Kg当たり
糀摺り	水稻	500円	調整含み 60Kg当たり
	陸稻	600円	
溝堀・畦畔作り	1m当たり	60円	
肥料散布	10a当たり	1,000円	10a標準5袋、1袋増每100円加算(運搬含み)燃料、機械請負人持ち
一般作業	一日当たり	6,900円	1日8時間標準

※ ほ場条件及び作業内容等を考慮し、当事者間で決定してください。

※ 消費税は、外税です。

令和2年の賃借料水準（10a）

令和2年の賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっています。

1. 水田（水稻）の部

(単位：円)

地域区分	平均額	備考
中部・南部	基盤整備地域	13,900
	未整備地域	10,900
北部	基盤整備地域	11,800
	未整備地域	8,300
市貝町平均	11,200	

2. 畑（普通畠）の部

(単位：円)

地域区分	平均額	備考
中部・南部	4,200	
北部	5,000	
市貝町平均	4,600	

※ 平均のデータですので、ご参考程度にお使いください。

※ 消費税は、外税です。